

よくあるご質問

Q.新規検定における有料の是正処置の消費税率はどうなりますか？

A.受付年月日に係わらず（経過措置が適用される3月31日以前の受付品であっても）、合格証の発行日が10月1日以降になるものにつきましては、有料の是正処置の手数料に、10%の消費税が適用されます。なお、3月31日以前に受け付けられた申請品の検定手数料（8%の消費税込みの金額）は、変わりませんのでご安心ください。